

しあわせ福井スポーツ協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、しあわせ福井スポーツ協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を福井県福井市福町3-20福井県福井運動公園事務所に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 協会は、障がい者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じて障がい者の社会参加を促進し、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい者スポーツの普及啓発に関する事業
- (2) 障がい者スポーツの選手育成および競技力向上に関する事業
- (3) 全国障害者スポーツ大会への選手および役員の派遣に関する事業
- (4) 福井県障がい者スポーツ大会の開催に関する事業
- (5) 障がい者スポーツ人材バンクに関する事業
- (6) 障がい者スポーツ指導員の養成に関する事業
- (7) 障がい者スポーツに関する教室等の開催に関する事業
- (8) 障がい者スポーツ関係団体との連絡調整および支援に関する事業
- (9) 障がい者スポーツの振興に係る環境づくりに関する事業
- (10) 障がい者スポーツに関する補助事業および受託事業
- (11) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

(役員の数)

第5条 協会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 15名以内（会長、副会長を含む。）
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、福井県知事とする。

- 2 理事は、総会で選任する。
- 3 副会長は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 4 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、この協会の事業を決定する。

4 監事は、協会の財産および会計ならびに事業執行状況を監査し、これについて不正の事実を認めるときは、理事会に報告する。この場合、理事会の招集を請求しなければならない。

(役員の手当)

第8条 役員は、無給とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 第2項に関し必要な事項は、会長が定め、理事会の承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期中においても理事会の承認を得て辞任することができる。

3 補欠または増員により就任した役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の手解)

第10条 役員が次の各号の一に該当したときは、前条の規定にかかわらず、理事現在数の3分の2以上の議決により手解することができる。

(1) 協会の趣旨目的に反する行為が認められたとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。

2 前項の規定により役員を手解しようとするときは、手解の決議を行う理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第12条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の制定および改廃に関すること。

(2) 協会の解散に関すること。

(3) 事業計画および収支予算に関すること。

(4) 事業報告および収支決算の承認に関すること。

(5) 理事の選任に関すること。

(6) その他、協会の運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第13条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当したときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め、開催の請求をしたとき。

(2) 会員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

(総会の議決)

第17条 総会における議決事項は、この会則に別段の定めがあるものを除くほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

第18条 会員は、総会に出席できないときは、当該議事につき書面をもって表決することができる。この場合において、第16条および第17条の規定については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時および場所

(2) 会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過概要および議決結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名(または記名、押印)しなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第20条 理事会は、通常理事会および臨時理事会とする。

2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第21条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) 会費の額の決定および会費の減免に関する事。
- (4) その他、総会の議決を要しない協会の運営に関する事項。

(理事会の開催)

第 22 条 通常理事会は、毎事業年度 3 回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当したときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 3 分の 1 以上または監事から会議に付議すべき事項を示して開催の請求があったとき。

3 会長が必要と認めたときは、理事会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(理事会の招集)

第 23 条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第 24 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 25 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 理事会に出席できない場合に、あらかじめ書面をもって理事会に付議される事項について表決し、または代理人に委任した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第 26 条 理事会における議決事項は、この会則に別段の定めがあるものを除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会長は、急を要する事項または簡易な事項については、書面をもって賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時および場所
- (2) 理事総数および出席者数（第 25 条第 2 項の規定による者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要および議決結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名（または記名、押印）しなければならない。

第 6 章 専門委員会

(専門委員会の構成等)

第 28 条 第 4 条の事業を遂行するため、次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) スポーツ振興委員会
- (2) 人材育成委員会
- (3) 研究委員会

2 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第7章 会 員

(組 織)

第29条 協会は、第3条の目的に賛同して入会した、法人、団体および個人（以下「会員」という。）をもって組織する。

(入会および脱会等)

第30条 新たに会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、法人および団体にあつては理事会、個人にあつては会長の承認を受けるものとする。

2 会員が脱会しようとするときは、理由を付した脱会届を会長に提出しなければならない。

3 第32条第2号に規定する賛助会費を納入した者は、その者の希望するところにより、納入した時から2年を経過するまでの間、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会発行の広報紙等の配布
- (2) その他、会長が認めること

4 会長は、協会の会員として不相当と認められた会員があるときは、理事会の承認を得て会員の資格を取り消すことができる。

(会 費)

第31条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

2 既納の会費は返還しない。

3 会費は、理事会の定めた規程に基づき免除することができる。

第8章 財 務

(財 源)

第32条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 賛助会費
- (3) 補助金、助成金および受託金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(事業計画および予算)

第33条 協会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第34条 協会の事業報告および収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、毎会計年度終了後3か月以内に、理事会および総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 35 条 協会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業年度および会計年度)

第 36 条 協会の事業年度および会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 事務局

(職員の配置)

第 37 条 協会の事務を処理するため、事務所に常駐職員を若干名配置し、これに充てる。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 10 章 会則の改廃

(会則の改廃)

第 38 条 この会則の改廃は、理事会ならびに総会の議決を要するものとする。

第 11 章 解 散

(解 散)

第 39 条 協会は、次の事由により解散する。

(1) 総会において、会員現在数の 3 分の 2 以上が解散を議決したとき。

(2) 第 3 条の目的を達成し得なくなったとき。

(残余財産の帰属)

第 40 条 協会が解散したときの残余財産は、総会の議決を得て、協会と類似の目的をもつ団体に寄与するものとする。

第 12 章 補 則

(補 則)

第 41 条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成 26 年 4 月 28 日から施行する。

2 この協会の設立時の会員は、別表のとおりとする。

3 この協会の設立当初の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 6 月 30 日までとする。

4 この協会の設立年次の事業年度および会計年度は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

しあわせ福井スポーツ協会 設立時会員

分野	団体等名称	代表者等 役職・氏名	
		福井県知事	西川 一 誠
福 祉	一般社団法人 福井県身体障害者福祉連合会	会 長	吉 村 春 男
	特定非営利活動法人 福井県手をつなぐ育成会	常務理事	日 向 明 世
	福井県精神保健福祉家族会連合会	会 長	小 寺 清 隆
	福井県身体障害者（児）援護施設連絡協議会	会 長	五十嵐 研治郎
	福井県知的障害者福祉協会	会 長	木 間 幸 生
	福井県精神障害者福祉サービス事業所連絡協議会	施設代表	樋 口 敦 子
	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	専務理事	五十嵐 嘉 也
教 育	福井県特別支援学校長会	代 表	齋 藤 勇 治
	福井県立盲学校	校 長	五十嵐 陽 子
	福井県立ろう学校	校 長	菱 川 千鶴子
	福井県特別支援教育研究連盟	会 長	堀 一 之
ス ポ ー ツ	福井県障害者スポーツ指導者協議会	会 長	松 尾 力
	公益財団法人 福井県体育協会	専務理事	丹 羽 治 夫
	福井県障害者フライングディスク協会	会 長	北 野 博
	障害者スポーツ選手代表		永 下 尚 也
医 療	一般社団法人 福井県医師会	会 長	大 中 正 光
	福井県体育協会スポーツ医・科学委員会	委員長	林 正 岳
	一般社団法人 福井県理学療法士会	会 長	堀 秀 昭
	一般社団法人 福井県作業療法士会	会 長	藤 波 英 司
	公益社団法人 福井県栄養士会	会 長	清 水 瑠美子
	福井県精神保健福祉士協会	会 長	田 中 哲 志
行 政	福井県	健康福祉部長	山 内 和 芳
	計 23 団体・名		